

■ 芦屋市いじめ防止基本方針(改定原案) 意見の要旨及び市の考え方

- 1 募集期間:平成29年12月17日(日)～平成30年1月26日(金)
- 2 提出件数:1人 5件(メール)
- 3 意見の要旨及び市の考え方

取扱区分:A(意見を反映) 0件, B(実施にあたり考慮) 0件, C(原案に考慮済み) 1件, D(説明・回答) 4件

No.	該当箇所	市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方
1	全体	—	D	方針を改定することについては、市民意見募集時に参考資料として添付しておりました「芦屋市いじめ防止基本方針の改定について」に記載のとおり、インターネットにおけるいじめの増加等状況の変化に対応するために市として必要だと判断しています。また学校現場での「いじめ」に対する現状を踏まえ、改定すべき部分について「改定のポイント」として同じく記載しています。
2	Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	P7	D	市では、国・県の規定に準じて教職員の配置を行っています。教職員の多忙な現状は市としても課題であると認識しており、負担軽減のための様々な取組を進めているところです。今回の改正においても、教職員が一人でいじめ問題を抱え込むことのないよう、組織的な対応について追加しているのは、複数で問題解決に当たるという対応の徹底だけではなく、一人の教職員にかかる負担を軽減するねらいもあります。
3	全体	—	D	現在いじめに対する研修は、全教職員対象のものから、児童生徒や保護者向けのものまで、多数実施しています。しかしながら、インターネット等を通じたいじめなど、社会の変化と共に困難な事例も生じてきており、市としては研修の継続が教職員のいじめ対応能力向上に必要不可欠であると考えています。
4	Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	P12	C	重大事態発生の際は、本編のP11に記載のとおり、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月施行)」等に基づき対応してまいります。なお、上記ガイドラインには、学校設置者及び学校の基本的姿勢として「被害児童生徒・保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し対応に当たること」と記されています。
5	全体	—	D	この方針は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき策定しており、児童生徒を対象としたものですが、大人がいじめを許さないという強い姿勢を子どもたちに示すことは非常に重要なことであり、今までもいじめ防止対策連絡協議会主催で親子で考えるいじめ防止についての取組をはじめ、街頭キャンペーン、講演会など、関係機関と連携しながら、大人にもいじめ防止を訴える活動を行ってきたところです。今後も市内全体にいじめを許さない雰囲気が醸成されるよう、引き続き啓発に取り組んでまいります。